

中期目標期間の終了時の検討

総合的に判断した結果、県が指示した第3期中期目標を達成する見込みである。今後も引き続き、地方独立行政法人としての現行の経営形態を継続し、県民が安心して暮らせるよう、安全で質の高い医療の提供と、安定した病院経営の維持の両立を期待する。

(参考)

○地方独立行政法人法

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。